

日本遺産 葛城修験・犬鳴山七宝瀧寺奉納実行委員会 規約

(名称) 第1条 この会は、日本遺産 葛城修験・犬鳴山七宝瀧寺奉納実行委員会と称する。
(以下を委員会という)

(目的) 第2条 委員会は、地域活性化と地域観光の需要促進を図ることを目的とする。

(所在地) 第3条 委員会の所在地は、当該年度の会長の住所地に置くこととする。

(事業) 第4条 委員会はつぎの事業を行う。

- (1) 犬鳴山 七宝瀧寺での催しの企画、広報、販売、運営
- (2) 上記の他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(会員) 第5条 会員はこの規約を承認し、相互に協力の上、円滑な会の運営に努力する。

(役員) 第6条 この委員会に役員を以下のとおり置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

(任期) 第7条 役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、その役員の在任期間とする。

(総会) 第7条 会長の招集により総会を毎事業年度内に1回開くものとする。

2 総会は、会長・副会長いずれか1名、および会員1名以上の出席をもって成立し、下記の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 収支予算および決算の承認
- (3) 毎事業年度の事業計画の承認
- (4) その他役員会で決定された重要事項の承認

付 則 この規約は、令和4年12月 1日から施行する。